

地域子育て支援拠点における「働きたいママ」への 就労支援に関する研究

－利用者支援事業としての可能性の検討を中心に－

徳 広 圭 子

**A Study on Working Support to "Mom who wants to Work"
in the area Childrearing Support Project**

Keiko TOKUHIRO

要 旨

わが国では子育て世帯が貧困化しており、その対策も少しずつ進んでいる。一方で、少子高齢化に伴って生産年齢人口が減少し、労働力不足が懸念されるようになると、女性の就労がスポットを浴びるようになる。しかしながら、わが国の経済を活性化するために女性を活用しようとしても、家事や育児、介護等を引き受けることが多い女性の就労継続は困難を伴う。そこでダイバーシティを尊重し、ワーク・ライフ・バランスを推進することが大切である。

現在、妊娠・出産を経た女性が再就職するためには、マザーズハローワークなどに出かけ就労支援を受け、同時に子どもの保育所を探すなど、いろいろなところに出かけなければならない。そのような「働きたいママ」への就労支援を、今年度から利用者支援事業を行うことができるようになった地域子育て支援拠点においてできなか検討したところ、ワンストップで就労も保育も支援を受けることができることがわかった。

キーワード：地域子育て支援拠点、就労支援、利用者支援事業、子どもの貧困

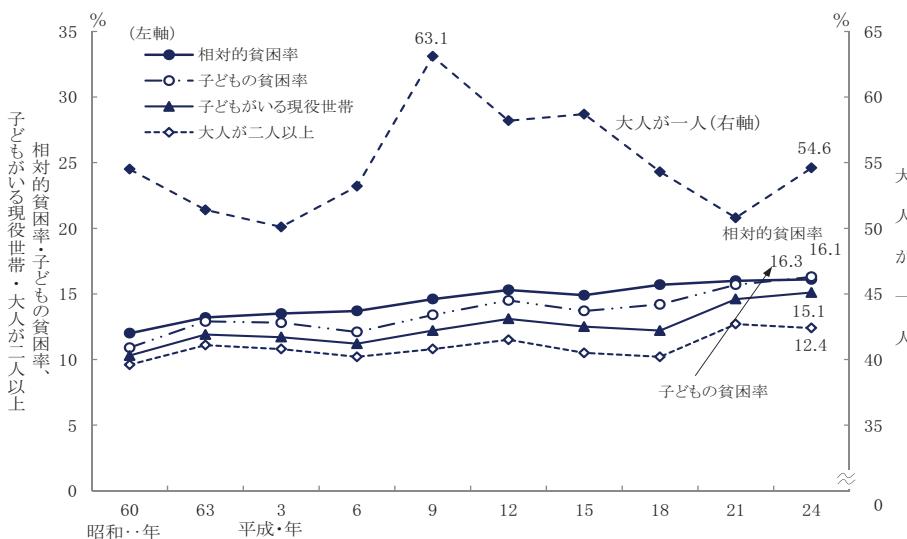
I. はじめに

厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」によると、2012（平成24）年における子ども（17歳以下）の貧困率は16.3%であった。この貧困率は2003（平成15）年の13.7%から徐々に上昇し、過去最悪の結果であった。これは、子どもの6人に1人が貧困状態にいることになる。「子どもの貧困」というと、「子どもがいる現役世帯」のうちの「大人が一人」であるひとり親家庭では2人に1人が貧困状態にあり、その原因としてひとり親家庭の経済状況が良くないことが指摘されている。しかしながら、「大人が二人以上」である両親ともにいる世帯でも8人に1人は貧困状態である上に、貧困率は微増・微減を繰り返している（図1参照）。また、生活にゆとりがあるのか苦しいのかについては、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）と答えた世帯が、「母子世帯」の84.8%、「児童のいる世帯」の65.9%となっている（図2参照）。

このようなことから、2013（平成25年）年6月に議員立法である「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が国会の全会一致で成立し、2014（平成26年）年1月に施行された。その第12条では「国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を

講ずるものとする。」と記された。しかしながらただ働くのではなく、2014（平成26）年8月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指して～」において、基本的な方針のひとつとして「保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。」ことが明記されているように、ワーク・ライフ・バランスにも配慮する必要がある。

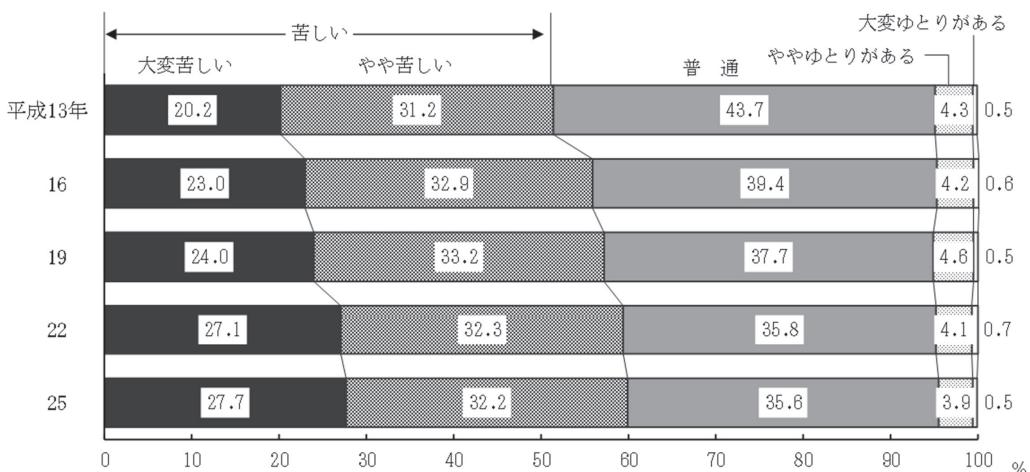
図1 貧困率の年次推移



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料出典：厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」

図2 貧困率の年次推移



資料出典：厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」

筆者はこれまで、地域子育て支援拠点事業の現状や課題について調査・研究等を行ってきた^(註1)。そこで、子育て家庭が貧困化していることや、経済的なゆとりがなくなると児童虐待につながりやすい実態などを考えると、働きたいと思っている保護者には子育てや就労をトータルにサポートする仕組みが必要だと考えるようになった。そこで本稿では、2015（平成27）年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」において新設された「利用者支援事業」において「働きたいママ」への就労支援が可能かどうか、考察したい。

II. 子育て家庭の就労とダイバーシティ

我が国の女性の就労カーブは、30～34歳の労働力率が低い「M字」となっており、出産や育児を機に退職する女性が多いという特徴がある。近年は出産後も仕事を続ける女性が増えており、この「M字」の底が上昇傾向にあるが、出産や育児の間は休業し、その後復職する先進諸国と比べると依然深い。のことから、我が国は出産や育児が就労継続の妨げになっていることがわかる。

2012（平成24）年12月26日に始まった第2次安倍政権において、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生のため、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」が「三本の矢」と称され、一体的に取り組まれた。この3本目の矢の「民間投資を喚起する成長戦略」には、女性が輝く日本をつくるための政策である「待機児童の解消」、「職場復帰・再就職の支援」、「女性役員・管理職の増加」なども含まれていた。2015（平成27）年9月24日には、安倍晋三首相が自民党総裁選の再選会見で、「強い経済」、「子育て支援」、「社会保障」を「新・三本の矢」として目標に掲げた。

この間、2015（平成27）年1月16日には内閣府男女共同参画局が「女性のチャレンジ応援プラン」を発表した。これは、これから就職や地域貢献、起業にチャレンジしてみたいと思っている女性を応援するために、2015（平成27）年度に実施する支援策をまとめたものである。ここでは①家事や子育てと両立可能な就職・再就職支援、②専門資格等を生かした再就職支援、③ひとり親家庭の方への就職支援、④経験を活かした地域貢献等の支援、⑤女性のアイディアで地域を元気づける起業支援、という5つの柱がある。その最初の柱である「家事や子育てと両立可能な就職・再就職支援」には、①マザーズハローワーク事業、②託児付き再就職支援セミナー、③仕事と育児カムバック支援サイト、④研修・職業紹介一体型再就職応援事業、⑤トライアル雇用奨励金、⑥在宅就業への総合的支援、⑦公的職業訓練、となっている。

これまで、少子高齢化が進むことによって生産年齢人口が減少し、労働力不足が懸念されるようになると、女性の就労が唱えられてきた。なぜならば、このような状態が続くと医療や介護に係る高齢者の社会保障負担は増え、経済の活力が失われる可能性も出てくるからである。そこで、専業主婦を共働き化したり、出産・育児で退職するのではなく産前産後休暇や育児休業制度を使って就労継続してもらい、経済を活性化したいことから女性の就労がスポットを浴びることになる。しかしながら、現実には女性が就労継続することは、困難が伴う。その結果として、約6割の女性が出産・育児により退職している。

これを打破するためには、そもそも発想を逆にする必要があるのではないか。すなわち、経済の活力を維持するために家庭にいる女性を活用するのではなく、いろいろな生き方・働き方を尊重することが結果として経済の活力の維持につながるという発想への転換である。このような発想は「ダイバーシティ」（多様性）と称され、「多様な人材を活かす戦略」すなわち「従来の企業内や社会におけるスタンダードにとらわれず、多様な属性（性別、年齢、国籍など）や価値・発想をとり

入れることで、ビジネス環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、企業の成長と個人のしあわせにつなげようとする戦略」と定義されている^(註2)。これは既存の価値観や方法論にとらわれることのない発想を起点とした人材活用戦略として、この定義が公表された2002（平成14）年ごろから登場した概念である。

このダイバーシティを尊重するということは、一人ひとりの生き方を大切にすることにつながる。ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義している。そのため、多様性を認めるのであれば、一人ひとりに合った生き方ができるようなサービスを提供すべきである。

III. 地域子育て支援拠点と利用者支援

「地域子育て支援拠点事業」は、1993（平成5）年に「保育所地域子育てモデル事業」として創設され、1995（平成7）年に「地域子育て支援センター事業」と名称を変え、本格実施しされて以来、20年を経た。この間、2009（平成19）年にはつどいの広場事業と児童館での活動も含めて「地域子育て支援拠点事業」と再編し、「センター型」、「ひろば型」、「児童館型」の3類型とした。2016（平成26）年度からは「一般型」と「連携型」に再編され、「利用者支援」・「地域支援」を行う「地域機能強化型」が創設された。

2015（平成27）年度から子ども・子育て支援新制度がスタートした。その中には市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」として、①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、の13事業がある。①の利用者支援は、地域子育て支援拠点事業の「地域機能強化型」の機能を、実施内容等について拡充し、利用者支援事業に独立する。そのため、利用者支援事業は、地域子育て支援拠点事業とは別に財政支援を行うものとなっている（図3参照）。

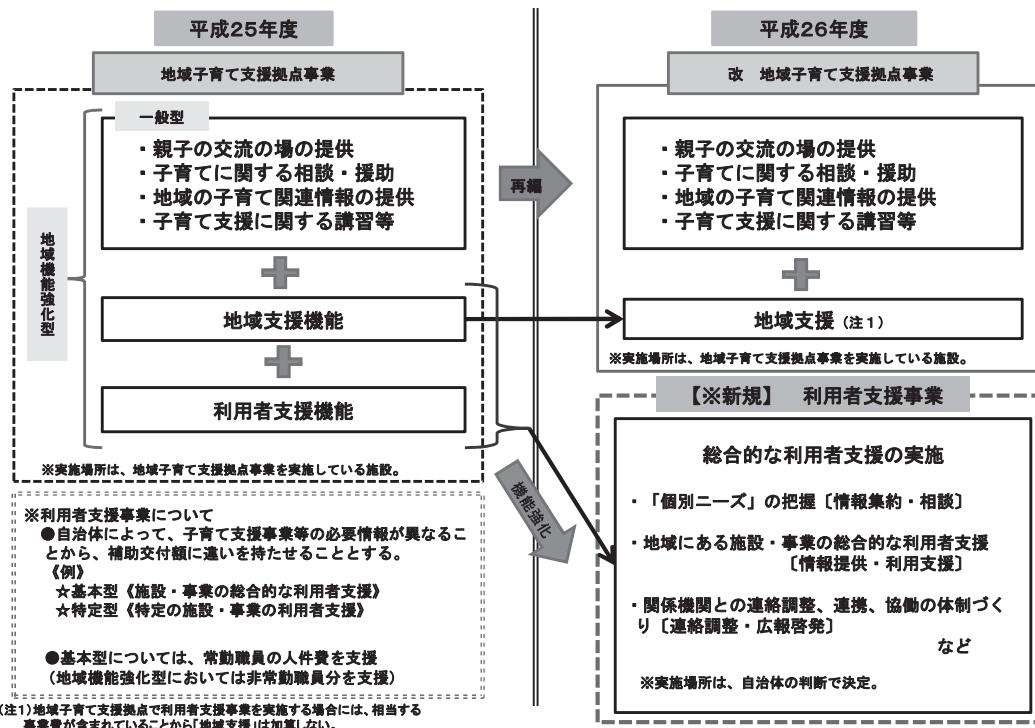
この利用者支援については、子ども・子育て支援法第59条第1号に以下のように定められている。

（利用者支援事業）

子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

そして子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）は、第54条に次のように記されている。

図3 地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型と利用者支援事業の整理について



資料出典：内閣府資料

法第59条第1号に規定する内閣府令で定める便宜は、子ども及びその保護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、子ども及びその保護者と市町村、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者等との連絡調整その他の子ども及びその保護者に必要な支援とする。

この利用者支援事業は、「利用者支援事業実施要綱（府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号、平成27年5月21日）」と「利用者支援ガイドライン（府子本第85号、27文科初第257号、雇児発0521第2号、平成27年5月21日）」に基づいて展開される。また内閣府は2015（平成27）年3月20日「少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～」を策定し、ここで基本型と特定型は、保育緊急確保事業として実施された2014（平成26）年度実績見込みで291か所だが、少子化社会対策大綱の最終年である2019年度には1,800か所まで増やすとされた。母子保健型については、2014（平成26）年度は「妊娠・出産包括支援モデル事業」として実施された。そして2015（平成27）利用者支援事業に移行し、150市町村で本格実施し、2019（平成31）年度末までに全国展開を目指している（表1参照）。

IV. 利用者支援事業としての就労支援

「利用者支援ガイドライン」によると、地域連携には、①関係機関等との連絡・調整、連携、協働の体制作り、②地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、社会資源の開発等の2つが想定されている。この②は制度や既存の社会資源の枠内に子育て家庭のニーズを認めようとするのではなく、子育て家庭を中心に置いて、その個別ニーズに照らして必要となる支援を地域で提供できる体制を整えようすることに大きな特徴があり、地域の子育て支援団体等の有用な資源の育成や、

表1 利用者支援について

	基本型	特定型	母子保健型
目的	子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者の目線の寄り添い型の支援を実施	待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築
実施場所	主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設	主として市町村窓口	主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設
利用者支援専門員	子育て支援員基本研修と地域子育て支援コースの利用者支援事業（基本型）の修了者で、市町村長が定める実務経験があること	子育て支援員基本研修と地域子育て支援コースの利用者支援事業（特定型）の修了者で、市町村長が定める実務経験があること	母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカー（社会福祉士等）を1名以上配置
業務内容	利用者支援（相談、情報の収集及び提供、助言・利用支援、相談等の記録）、地域連携、広報	基本型に準じるが、地域連携は必ずしも実施しなくてもよい	利用者支援（相談、情報の収集及び提供、支援プランの策定、関係機関とのネットワーク作り）

資料出典：「利用者支援事業実施要綱（府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号、平成27年5月21日）」と「利用者支援ガイドライン（府子本第85号、27文科初第257号、雇児発0521第2号、平成27年5月21日）」を基に、筆者が作成。

必要だが存在しない社会資源については、地域の子育て当事者や行政、その他の関係者との間で地域課題の発見・共有を行ったうえで、必要に応じて社会資源の開発（従来実施していなかった他の子育て支援に関わる資源の開発など）等を行うことも求められている。

利用者支援事業の一般型は、「主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設」で実施することになっており、地域子育て支援拠点などで行うことを想定している。その地域子育て支援拠点は、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施を基本事業とし、子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者が配置されているため、子育てに関する諸課題を多面的に支援することができる。またハローワークや行政窓口などは、一般に敷居が高いと思われがちである。合わせて、保護者の就労のことはハローワークにいき、子どもの保育所入所については行政窓口に行くなど、何カ所も個別に訪問せざるを得ないことが多い。そこでこのような就労支援を地域子育て支援拠点などで「利用者支援事業」として行えば、同じように就労したいと思っている保護者とつながったり、就労や保育の情報を得ることができたり、再就職のための講座を受けることなどもできるため、保護者はワンストップですむ。

V. おわりに

地域子育て支援拠点は、2013（平成25）年度実績で6,233カ所設置され、2019（平成31）年度末には中学校区に1カ所整備し、全国で8,000カ所の設置を目指している。その活動内容は、地域子育て支援拠点事業の基本事業である、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施の4つを超えることはなかなかないが、逆にいえばこの20年間、基本事業に対する実績は積んできた。これを「土台」ととらえるなら、これからは地域の利用者の要望に応えることができる

よう発展すべきである。折しも今年度から始動した「利用者支援事業」は、これまで既存の事業を行ってきた地域子育て支援拠点事業において、これまでになかった「地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、社会資源の開発等」も行うことができる。そのため、子育てしつつ「働きたいママ」がワンストップで利用しやすい就労支援システムを構築する一助となると思われる。

今後は0～2歳児の保育所在所児の割合が全国最下位であるにもかかわらず、3～5歳児になると全国第12位まで急上昇する岐阜県で、このような利用者支援の可能性を探りたい。岐阜県は最年少の子どもの年齢別に見た夫婦のいる一般世帯に占める共働き割合も、0～2歳児が38位であるのに対し、3～5歳児になると17～21位まで上昇する。これは、いわゆる三歳児神話が根強く残っていることを伺うことができる（表2、表3参照）^(註3)。

表2 最年少の子どもの年齢別 夫婦のいる一般世帯に占める共働き割合

	0～2歳児		3～5歳児	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
岐阜県	26.6%	31.6%	56.9%	58.4%
全国	29.2%	34.6%	47.0%	49.5%
順位	38位	38位	17位	21位

出典：総務省「国勢調査（各年版）」

表3 乳幼児の保育所在所児の割合

	0～2歳児		3～5歳児	
	平成19年	平成21年	平成19年	平成21年
岐阜県	12.2%	14.1%	40.4%	37.9%
全国	20.1%	21.7%	29.1%	28.5%
順位	47位	47位	12位	12位

出典：厚生労働省「福祉行政報告例（各年4月1日）」

本研究を踏まえ、今後は岐阜県内の地域子育て支援拠点162カ所（平成27年4月1日現在）にアンケート調査を行った上で、実際に就労支援の経験がある地域子育て支援拠点（5圏域で各1カ所）や関連施設（マザーズハローワーク等）での実地調査を行い、今後の方向性を模索したい。また長期的には、働きたいママである「利用者」と地域子育て支援拠点スタッフである「支援者」、人材を求める「企業」に、それぞれ就労支援プログラムを作成・実施し、地域子育て支援拠点における「働きたいママ」に対する就労支援プログラムを開発することによって、ワーク・ライフ・バランスを実現できる社会作りに寄与したい。

付記

本研究は、2015（平成27）年度岐阜聖徳学園大学教育改革事業助成（岐聖大G P）の助成を受けた一環として行った。

註1 筆者のこれまでの地域子育て支援拠点事業に関する調査・研究については、参考文献8～13を参照されたい。

註2 日経連ダイバーシティ・ワーク・ルール研究会：原点回帰—ダイバーシティ・マネジメントの方向性—報告書の概要。の定義を引用した（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/c_housa/shougai/008/toushin/030301/02.htm）。

註3 参考文献8を参照のこと。

参考文献・資料

- 1) 柏女靈峰・橋本真紀：子ども・子育て支援新制度—利用者支援事業の手引き—。第一法規出版、東京、2015年。
- 2) 阿部 彩：子どもの貧困—日本の不公平を考える。岩波書店、東京、2008年。
- 3) 阿部 彩：子どもの貧困II——解決策を考える。岩波書店、東京、2014年。
- 4) 特定非営利活動法人くすぐす・岐阜県健康福祉部子ども家庭課：子育て家庭支援のための「働きたいママ」に対するトータルサポート～子育てから就労まで～平成24年度岐阜県新しい公共支援事業。特定非営利活動法人くすぐす・岐阜県健康福祉部子ども家庭課、岐阜、2013年。
- 5) 内閣府：子ども・子育て本部。 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>
- 6) 厚生労働省：子ども・子育て支援。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouiku/kodomoko/dokomo_kosodate/index.html
- 7) 日経連ダイバーシティ・ワーク・ルール研究会：原点回帰—ダイバーシティ・マネジメントの方向性—報告書の概要。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/008/toushin/030301/02.htm
- 8) 徳広圭子：子育て支援事業に関する今日的課題の所在について—地域子育て支援センター利用者の意識調査より—。岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要第36集、岐阜、121–136頁、2004。
- 9) 徳広圭子：地域子育て支援事業の業務内容に関する研究—岐阜県における実態調査より—。岐阜聖徳学園大学短大学部紀要第41集、岐阜、101–118頁、2009。
- 10) 徳広圭子・居崎時江・今村民子・今村光章・高田全代：岐阜県岐阜圏域における子育て支援センターの現状と課題—『子育て支援者トーキング研修』の試み—。岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要第41集、岐阜、119–136頁、2009。
- 11) 今村民子・今村光章・徳広圭子・高田全代・居崎時江：子育て支援者の資質の向上を目指して—ロールプレイ『エアー支援』の試みを通じて—。大垣女子短期大学紀要第50号、岐阜、69–80頁、2009。
- 12) 今村民子・居崎時江・高田全代・徳広圭子・今村光章：岐阜県東濃地区における子育て支援センターの現状と課題—『子育て支援者トーキング研修』を通じて—。岐阜大学教育学部研究報告・教育実践研究Vol. 11、岐阜、153–168頁、2009。
- 13) 徳広圭子：少子化社会対策と子育て支援サービスの現状と課題。星野政明・川出富貴子・三宅邦建編：新版・子どもの福祉と子育て家庭支援。（株）みらい、岐阜、93–106頁、2010。